

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律  
(昭和47年法律第132号) スキーム図

○法制定の背景

昭和47年7月豪雨災害等による被害を契機に議員立法により制定

○法の趣旨（第1条）

この法律は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項の規定により指定された災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、地方公共団体が行なう集団移転促進事業に係る経費に対する国の財政上の特別措置等について定めるものとする。

○移転促進区域内にある住居の集団的移転を促進するため、国の財政上の特別措置等を講じる。

- ・ 豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域
- ・ 建築基準法第39条第1項の規定により指定された災害危険区域

移転促進区域

住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域

○スキーム図

